

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	4	担当課	都市整備課
法令名	愛媛県立都市公園条例	根拠条項	18	不利益処分の種類	過料(使用料の不正な免れに対する)	
<p>第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>						